

法律第九十二号（平二〇・一二・一六）

◎テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条及び第四条中「一年を」を「二年を」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・外務・防衛大臣署名）